



神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年4月18日付け神企情第7250号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 返戻された多数のマイナンバー通知カードについて、保管から廃棄に至るまで適正に管理するためには、電子計算機処理を行うことが不可欠であり、また、送付先情報を検索可能なデータベースで管理することは、対象者からの問い合わせ等に対して迅速かつ正確に対応することが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【マイナンバー通知カード返戻対象者情報】

通知カードの管理、保管及び廃棄を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：

返戻された通知カードの送付先に係る下記の情報

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 世帯主氏名
- ・ 簡易書留追跡番号
- ・ 管理番号（返戻された通知カードに所属で付番した番号）

※ 語句説明

- ・ 通知カード： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条に基づき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に定めるものをいう。）を通知するために、国の関係機関である地方公共団体情報システム機構から簡易書留で送付される氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等の事項が記載されたカード